

# 伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について

---

## 「組織変更に伴う変更」

令和2年12月9日  
四国電力株式会社

# 伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(1/9)

## 申請案件

伊方発電所2号炉が廃止措置計画の認可を受け、伊方発電所3号炉一基の運転となったことから、業務体制を見直し伊方発電所における組織変更を行うため、伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請を実施した。(申請実績 令和2年11月13日 申請)

## 申請概要

伊方発電所における組織変更として、定期事業者検査および原子炉施設の保修、改造作業における工程管理業務を実施する組織ならびに原子炉施設の系統管理業務を実施する組織をそれぞれ統合することとし、関連する保安規定条文の変更を行う。



### 【保安規定変更箇所】

#### ○組織変更に伴う変更

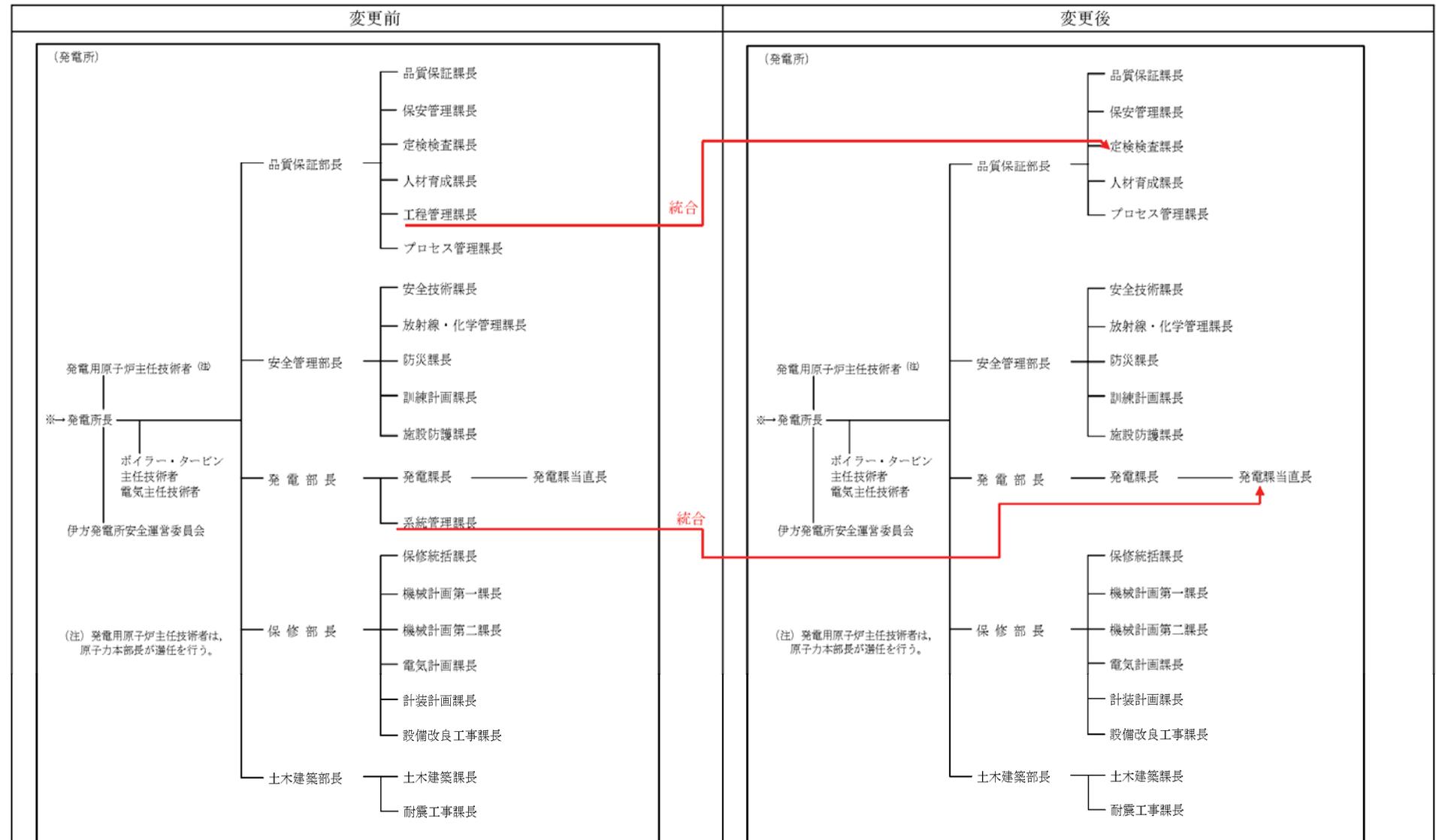
- ・第4条, 第204条(保安に関する組織)
- ・第5条, 第205条(保安に関する職務)
- ・第7条, 第207条(伊方発電所安全運営委員会)
- ・第12条の2, 第212条の2(運転管理業務)

# 伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(2/9)

## 1. 組織変更に伴う変更

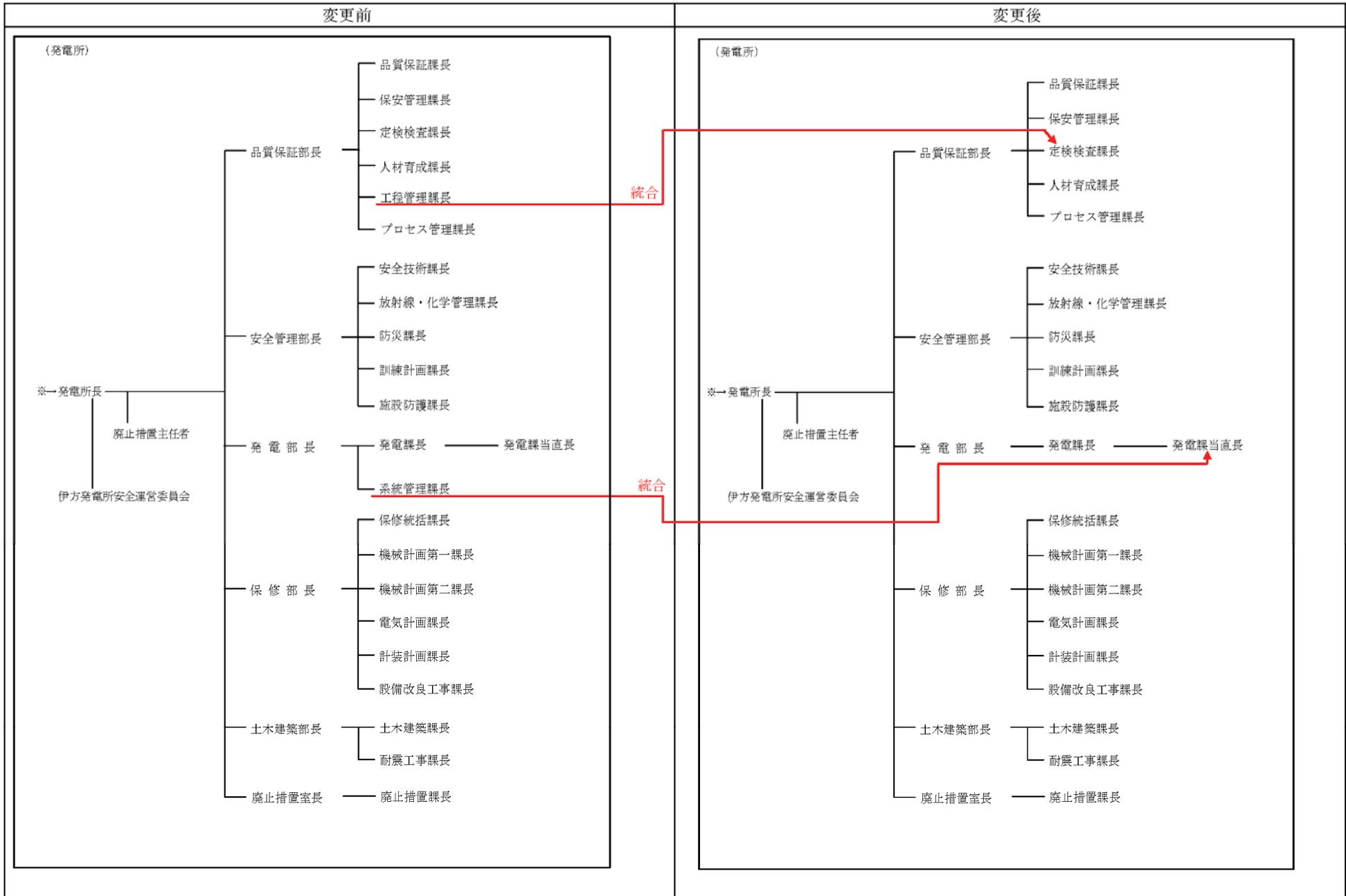
個別業務を定める保安規定第4章(運転管理), 第5章(燃料管理), 第6章(放射性廃棄物管理), 第7章(放射線管理), 第8章(施設管理), 第9章(非常時の措置)の実施項目に変更はなく, **変更後組織の業務は変更前組織の必要な業務を網羅する。**

変更比較表(第4条(保安に関する組織) 図4 抜粋)



# 伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(3/9)

変更比較表(第204条(保安に関する組織) 図204 抜粋)



# 伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(4/9)

## (1) 工程管理課の定検検査課への統合

- これまで工程管理課は、運転・定検期間中の工程管理業務全般および原子炉施設の保守、改造作業における工程管理を実施し、定検検査課は定期事業者検査の検査に係る工程管理業務(以下、「検査工程管理業務」という。)を実施している。
- 定検検査課で実施している検査工程管理業務は、工程管理課で実施している運転・定検期間中の工程管理業務の一環である。
- 定検検査課に工程管理課の工程管理業務を統合することにより、定期事業者検査時の工程管理業務を一元化することができ、かつ原子炉施設の保守、改造作業における工程管理に係る業務を統合することより、工程管理業務全体を網羅した総合的な管理ができる。

| 変更前   |    | 変更後  |        |
|---|----|--|--------|
| 業務内容  | 人数 | 業務内容   | 人数     |
| <定検検査課が所掌する業務内容><br>【保安規定に規定する業務内容】<br>・定期事業者検査に関する業務<br><br>(具体的な業務内容)<br>・検査担当者等教育の実施<br>・検査要領書・検査手順作成<br>・検査準備・検査の実施(不適合管理含む)<br>・検査責任者、検査の合否判定およびリリース<br>・検査に係る工程管理 | 4名 | <定検検査課が所掌する業務内容><br>【保安規定に規定する業務内容】<br>・定期事業者検査に関する業務<br>ならびに<br>定期事業者検査および原子炉施設の保守、改造作業における工程管理<br><br>(具体的な業務内容)<br>・検査担当者等教育の実施<br>・検査要領書・検査手順作成<br>・検査準備・検査の実施(不適合管理含む)<br>・検査責任者、検査の合否判定およびリリース<br>・検査に係る工程管理 | 7名(予定) |
| <工程管理課が所掌する業務内容><br>【保安規定に規定する業務内容】<br>・定期事業者検査における工程管理<br>・原子炉施設の保守、改造作業における工程管理<br><br>(具体的な業務内容)<br>・定検準備会議の開催、定検基本工程の作成<br>・各種工程調整会議<br>・廃止措置点検の工程管理<br>・大型工事の工程管理  | 3名 | ・定検準備会議の開催、定検基本工程の作成<br>・各種工程調整会議<br>・廃止措置点検の工程管理<br>・大型工事の工程管理  |        |

# 伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(5/9)

## 変更比較表 第1編(抜粋)

| 変更前   | 変更後  | 備考                                 |
|---|--|------------------------------------|
| <p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にするための取組みを統括する。</p> <p>(中略)</p> <p>14 定検検査課長は、定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>15 人材育成課長は、保安教育の総括業務を行う。</p> <p>16 <u>工程管理課長は、定期事業者検査および原子炉施設の保修、改造作業における工程管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(以下、省略)</p> | <p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にするための取組みを統括する。</p> <p>(中略)</p> <p>14 定検検査課長は、定期事業者検査に関する業務ならびに<u>定期事業者検査および原子炉施設の保修、改造作業における工程管理に関する業務</u>を行う。</p> <p>15 人材育成課長は、保安教育の総括業務を行う。</p> <p>(以下、省略)</p> | <p>組織変更に伴う変更<br/>(以下、本頁において同じ)</p> |

(統合)

## 変更比較表 第2編(抜粋)

| 変更前   | 変更後  | 備考               |
|---|--|------------------|
| <p>(保安に関する職務)</p> <p>第205条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にするための取組みを統括する。</p> <p>(中略)</p> <p>14 定検検査課長は、定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>15 人材育成課長は、保安教育の総括業務を行う。</p> <p>16 <u>工程管理課長は、定期事業者検査および原子炉施設の保修、改造作業における工程管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(以下、省略)</p> | <p>(保安に関する職務)</p> <p>第205条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にするための取組みを統括する。</p> <p>(中略)</p> <p>14 定検検査課長は、定期事業者検査に関する業務ならびに<u>定期事業者検査および原子炉施設の保修、改造作業における工程管理に関する業務</u>を行う。</p> <p>15 人材育成課長は、保安教育の総括業務を行う。</p> <p>(以下、省略)</p> | <p>組織変更に伴う変更</p> |

(統合)

# 伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(6/9)

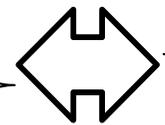
## (2) 系統管理課の発電課当直への統合

- 系統管理業務は、これまで発電課当直においても当直業務の一部として実施しており、組織変更後は全ての系統管理業務を発電課当直が所管する。当直業務とは、保安規定において当直長を主語とする各業務であり、下図にまとめる。
- 3号機発電課当直の当直業務に系統管理業務を統合することにより、3号機の運転・停止に伴い変化する系統状態を一元的に管理することができ、より確実に3号機の系統管理業務を遂行することができる。
- 1, 2号機発電課当直の当直業務に系統管理業務を統合することにより、1, 2号機の廃止措置に伴い変化する系統状態を一元的に管理することができ、より着実に廃止措置管理業務を遂行することができる。

原子炉施設の運転に関する当直業務

| 業務内容                       | 関連する条文   |
|----------------------------|----------|
| 要員の確保                      | 第12条     |
| 運転監視                       | 第12条の2   |
| 警報発信時の対応                   | 第12条の2   |
| 巡視点検                       | 第13条     |
| 業務の引継                      | 第15条     |
| 原子炉起動前の確認                  | 第16条     |
| 定期点検                       | 第4章3節各条文 |
| 事故時の対応                     | 第17条第90条 |
| 機器の操作<br>(系統管理業務を含む)       | 第12条の2   |
| 定期事業者検査時の操作<br>(系統管理業務を含む) | 第12条の2   |

業務体制見直し



| 変更前   |                               | 変更後   |                                       |
|---|-------------------------------|---|---------------------------------------|
| 業務内容  | 人数                            | 業務内容  | 人数                                    |
| <発電課当直が所掌する業務内容><br>【保安規定に規定する業務内容】<br>・原子炉施設の運転に関する当直業務<br><br>(具体的な業務内容)<br>・通常時、故障・事故時および定検時運転操作<br>・定期点検、巡視点検などの運転監視<br>・夜間、緊急時等の作業に伴う隔離・復旧の検討、許可、作業の実施<br>・定検作業以外の隔離・復旧の検討、許可、作業の実施<br>・特定重大事故等対処施設の運用開始に向けての業務(3号機当直予定) | 【1, 2号】<br>15名<br>【3号】<br>60名 | <発電課当直長が所掌する業務内容><br>【保安規定に規定する業務内容】<br>・原子炉施設の運転に関する当直業務<br><br>(具体的な業務内容)<br>・通常時、故障・事故時および定検時運転操作<br>・定期点検、巡視点検などの運転監視<br>・夜間、緊急時等の作業に伴う隔離・復旧の検討、許可、作業の実施<br><br>・定検に伴う隔離工程、区分図作成<br>・定検に伴う隔離・復旧の検討、作業の実施<br>・定検に伴う隔離・復旧・作業等の許可<br>・定検作業以外の隔離・復旧の検討、許可、作業の実施 | 【1, 2号】<br>15名(予定)<br>【3号】<br>72名(予定) |
| <系統管理課が所掌する業務内容><br>【保安規定に規定する業務内容】<br>・原子炉施設の系統管理に関する業務(当直長が実施する業務を除く)<br><br>(具体的な業務内容)<br>・定検に伴う隔離工程、区分図作成<br>・定検に伴う隔離・復旧の検討、作業の実施<br>・定検に伴う隔離・復旧・作業等の許可<br>・定検作業以外の隔離・復旧の検討、許可、作業の実施(当直が実施する業務を除く)                        | 10名                           |   |                                       |

# 伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(7/9)

## 変更比較表 第1編(抜粋)

| 変更前   | 変更後  | 備考               |
|---|--|------------------|
| <p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にするための取組みを統括する。</p> <p>(中略)</p> <p>26 発電課当直長（以下「当直長」という。）は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。なお、本編において当直長は、特に定めのない限り3号炉の当直長をいう。</p> <p>27 <u>系統管理課長は、原子炉施設の系統管理に関する業務（当直長が実施する業務を除く）を行う。</u></p> <p>(以下、省略)</p> | <p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にするための取組みを統括する。</p> <p>(中略)</p> <p>25 発電課当直長（以下「当直長」という。）は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。なお、本編において当直長は、特に定めのない限り3号炉の当直長をいう。</p> <p>(以下、省略)</p> | <p>組織変更に伴う変更</p> |
|   | <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">(統合)</div>  |                  |

| 変更前  | 変更後  | 備考                                 |
|--|--|------------------------------------|
| <p>(運転管理業務)</p> <p>第12条の2 各課長は、運転モードに応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 当直長または<u>系統管理課長</u>は、原子炉施設（(4)号で定める設備を除く）の運転操作（系統管理を含む）を実施する。</p> <p>(3) 当直長または<u>系統管理課長</u>は、関係各課長の依頼に基づき運転操作（系統管理を含む）が必要な場合は、(2)項による運転操作（系統管理を含む）を実施する。また、関係各課長は、当直長または<u>系統管理課長</u>から引渡された系統に対して、必要な作業を行う。</p> <p>(以下、省略)</p> | <p>(運転管理業務)</p> <p>第12条の2 各課長は、運転モードに応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 当直長は、原子炉施設（(4)号で定める設備を除く）の運転操作（系統管理を含む）を実施する。</p> <p>(3) 当直長は、関係各課長の依頼に基づき運転操作（系統管理を含む）が必要な場合は、(2)項による運転操作（系統管理を含む）を実施する。また、関係各課長は、当直長から引渡された系統に対して、必要な作業を行う。</p> <p>(以下、省略)</p> | <p>組織変更に伴う変更<br/>(以下、本頁において同じ)</p> |

# 伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(8/9)

## 変更比較表 第2編(抜粋)

| 変更前   | 変更後  | 備考                                 |
|---|--|------------------------------------|
| <p>(保安に関する職務)</p> <p>第205条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にするための取組みを統括する。</p> <p>(中略)</p> <p>26 当直長は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。なお、本編において当直長は、特に定めのない限り1号炉および2号炉の当直長をいう。</p> <p>27 <u>系統管理課長は、原子炉施設の系統管理に関する業務(当直長が実施する業務を除く)を行う。</u></p> <p>(以下、省略)</p> | <p>(保安に関する職務)</p> <p>第205条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にするための取組みを統括する。</p> <p>(中略)</p> <p>25 当直長は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。なお、本編において当直長は、特に定めのない限り1号炉および2号炉の当直長をいう。</p> <p>(以下、省略)</p> | <p>組織変更に伴う変更<br/>(以下、本頁において同じ)</p> |
|   | <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">(統合)</div>  |                                    |

| 変更前   | 変更後   | 備考                                 |
|---|---|------------------------------------|
| <p>(運転管理業務)</p> <p>第212条の2 各課長は、廃止措置の段階に応じた必要な原子炉施設の機能を維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 当直長<u>または系統管理課長</u>は、原子炉施設の運転操作(系統管理を含む)を実施する。</p> <p>(3) 当直長<u>または系統管理課長</u>は、関係各課長の依頼に基づき運転操作(系統管理を含む)が必要な場合は、(2)項による運転操作(系統管理を含む)を実施する。また、関係各課長は、当直長<u>または系統管理課長</u>から引渡された系統に対して、必要な作業を行う。</p> <p>(以下、省略)</p> | <p>(運転管理業務)</p> <p>第212条の2 各課長は、廃止措置の段階に応じた必要な原子炉施設の機能を維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 当直長は、原子炉施設の運転操作(系統管理を含む)を実施する。</p> <p>(3) 当直長は、関係各課長の依頼に基づき運転操作(系統管理を含む)が必要な場合は、(2)項による運転操作(系統管理を含む)を実施する。また、関係各課長は、当直長から引渡された系統に対して、必要な作業を行う。</p> <p>(以下、省略)</p> | <p>組織変更に伴う変更<br/>(以下、本頁において同じ)</p> |

# 伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(9/9)

## 3. その他の変更

○第5条, 第205条の変更に伴い, 第7条, 第207条を変更する。

### 変更比較表 第1編(抜粋)

| 変更前   | 変更後   | 備考                         |
|---|---|----------------------------|
| <p>(伊方発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に伊方発電所安全運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。</p> <p>2 運営委員会は, 発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し, 確認する。<br/>ただし, 委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は, 審議事項に該当しない。</p> <p>(中略)</p> <p>3 所長を委員長とする。</p> <p>4 運営委員会は, 委員長, 原子炉主任技術者, 電気主任技術者, ボイラー・タービン主任技術者, 第5条第11項から第37項(第26項を除く)に定める職位の者に加え, 委員長が指名した者で構成する。</p> <p>(以下, 省略)</p> | <p>(伊方発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に伊方発電所安全運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。</p> <p>2 運営委員会は, 発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し, 確認する。<br/>ただし, 委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は, 審議事項に該当しない。</p> <p>(中略)</p> <p>3 所長を委員長とする。</p> <p>4 運営委員会は, 委員長, 原子炉主任技術者, 電気主任技術者, ボイラー・タービン主任技術者, 第5条第11項から第35項(第25項を除く)に定める職位の者に加え, 委員長が指名した者で構成する。</p> <p>(以下, 省略)</p> | <p>組織変更に伴う変更<br/>に伴う変更</p> |

### 変更比較表 第2編(抜粋)

| 変更前   | 変更後   | 備考                         |
|---|---|----------------------------|
| <p>(伊方発電所安全運営委員会)</p> <p>第207条 発電所に伊方発電所安全運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。</p> <p>2 運営委員会は, 発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し, 確認する。<br/>ただし, 委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は, 審議事項に該当しない。</p> <p>(中略)</p> <p>3 所長を委員長とする。</p> <p>4 運営委員会は, 委員長, 廃止措置主任者, 第205条第11項から第39項(第26項を除く)に定める職位の者に加え, 委員長が指名した者で構成する。</p> <p>(以下, 省略)</p> | <p>(伊方発電所安全運営委員会)</p> <p>第207条 発電所に伊方発電所安全運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。</p> <p>2 運営委員会は, 発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し, 確認する。<br/>ただし, 委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は, 審議事項に該当しない。</p> <p>(中略)</p> <p>3 所長を委員長とする。</p> <p>4 運営委員会は, 委員長, 廃止措置主任者, 第205条第11項から第37項(第25項を除く)に定める職位の者に加え, 委員長が指名した者で構成する。</p> <p>(以下, 省略)</p> | <p>組織変更に伴う変更<br/>に伴う変更</p> |

## 4. 施行時期

この規定は, 原子力規制委員会の認可を受けた後, 当社が定める日から施行する。

(令和3年3月1日を予定)